

神栖市水道事業の健全な運営と整備の推進に関する
意 見 書

令和 8 年 5 月 2 1 日

神栖市水道事業料金等検討協議会

神栖市水道事業料金等検討協議会では、市長からの検討要請を受け、令和7年6月から計5回にわたり、協議会を開催いたしました。その中で、水道事業の現状、施設整備計画、財政状況と今後の見通し、料金のしくみ、改定率などについて慎重に協議を行いました。そのうえで、水道事業が市民生活はもちろん、経済活動に与える影響等を十分に考慮したうえで、次のとおり意見が集約されましたので報告いたします。

施設整備計画について

本市の水道施設の現状としては、法定耐用年数を超えた水道管が全体の約30%となっており、老朽化が進行している。水道管の更新については、多額の費用がかかることから、更新の優先順位を定め、更新費用を平準化し計画的に進める必要がある。本協議会において検討した結果、水道管の更新を年間10億円をかけて進めること。基幹管路と避難所等へ接続する重要給水施設管路を優先的に更新していくこと。また、耐震性の低い水道管についても更新を進めていくことが提案され、これらのことを「神栖市水道施設適正化計画」へ反映することを要請した。

水道料金について

今後の施設整備計画や人口減少を見据えた水需要を考慮し、水道事業の経営状況から判断すると、水道事業の健全な運営と整備の推進を図るためには、水道料金の値上げをすべきである。

(1) 料金改定の時期について

現在の経営状況から判断すると令和9年4月とすることが適切である。

(2) 料金改定率について

料金算定期間を令和9年度から令和13年度までの5年間とし、12.3%の引き上げとすることが妥当である。

(3) 料金体系について

メーター口径間の料金格差を縮めるとともに、基本料金を引き上げることが望ましい。なお、「水道料金表（案）」を添付する。

(4) 一般会計補助金について

料金改定率については、一般会計からの補助を前提として算出したものである。一般会計からの補助を見込めない場合は大幅な料金アップとなり、市民生活に与える影響が大きくなるため、今後も一般会計からの補助を継続さ

りたい。

[報告に至った経緯]

1. 水道事業の現状

水道事業は、市民が生活をする上で、欠かすことのできないものであるとともに、都市活動、経済活動を支える最も重要なライフラインであり、常に安心でおいしい水を、安定的に供給する責務がある。

平成23年3月に発生した東日本大震災や令和6年1月の能登半島地震などの大規模災害では、長期間にわたり断水となり、あらためて水道の重要性を認識することとなった。

本市では、耐震性の低い老朽化した水道管について計画的に更新しているが、まだ多くの老朽管が残存している。これらの事業は、直接的に収入増加に結びつかないものでありながら、多額の費用が必要となる。

水道料金については平成28年4月に平均9.9%の値上げを行い、運営してきたが、令和6年現在では、供給単価（1m³当たりの平均販売価格）が給水原価（1m³当たりの製造原価）を下回る「原価割れ」の状態となっており、水道料金による収入不足分を一般会計からの補助金で補っている状況である。

平成28年の料金改定以来、経営の効率化等を図るとともに、一般会計からの補助金を繰入れ、水道料金を据え置いて事業を行ってきたが、今後の施設整備に要する費用と現行料金体系での収入見込みを考慮すると、健全経営が困難な状況になることが見込まれる。持続可能な水道事業を実現するためには、経営基盤を強化し安定した収入による健全経営が必要となる。

2. 水道料金改定の妥当性について

水道事業の経費の不足分を「水道料金の値上げ」で確保しようとすることは、昨今の経済状況や、水道事業が独占事業であることを考えると、安易に認めることはできない。そこで、本協議会では本市水道事業の運営状況を慎重に協議し、次のことを確認した。

- ① 水道事業の経費については、コストの削減に努めているが、経費の80%は受水費、減価償却費及び支払利息等の固定的経費であり、経営努力には限界がある。
- ② 水道事業の経費の約5割を占める受水費については、茨城県企業局に料金値下げの要望を行っているが、当面は現行料金の見通しである。

- ③ 事業にかかる費用を確保するためには、水道料金を改定して値上げするか、企業債借入額を増やすことになるが、後年度の負担を考えると、企業債借入額を増やすことは適当ではない。
- ④ 水道事業は独立採算の原則で事業を運営することを基本とするが、本市では、その経費を水道利用者の水道料金で賄うことができず、一般会計からの補助金を繰入れて経営が成り立っている状況である。

以上のことより総合的に判断すると、料金改定をし、水道料金を値上げすることは、市民生活へ与える影響を考慮してもなお止むを得ないと判断する。

3. 改定率について

協議会では、協議の結果、財政収支について次の項目を、改定率の算定根拠とした。

- ① 内部留保資金は、事業運営のために必要な金額と将来の施設更新財源を確保するため資産維持費を算入し、14億円程度を確保すること。
- ② 企業債の借入を抑制すること。
- ③ 一般会計補助金を継続すること。
- ④ 水道料金改定の算定期間は、昨今の経済状況を鑑みると、将来の財政見通しには不透明感が大きいと、算定期間を5年間とする。
- ⑤ 改定時期は、供給単価が給水原価を下回る「原価割れ」の状態となっており、早急に改定を行うことが望ましい。

以上のことから、現在の経営状況や、将来の財政見通しを基に協議した結果、水道料金の改定は令和9年4月とし、算定期間は令和9年度から令和13年度までの5年間、改定率は12.3%の値上げが適当であるとの結論に至った。

4. 水道料金体系について

水道料金体系は、受益者負担の原則に則り、公平な負担を求めるものでなければならず、かつ健全な経営ができるように、経営基盤が安定する収入を確保できるものでなければならない。

原則として水道料金算定要領に基づく料金体系とすべきである。資産維持費の算入、基本料金と従量料金の割合、従量料金の単一化が検討の対象となった。現行の料金体系は、資産維持費の算入はしていない。基本料金と従量料金は算定要領では4対6が望ましいが2対8となっている。従量料金は逓

増性を採用している。算定要領から乖離しているところを本協議会において検討したが、算定要領通りの改定を行うと、家庭用の料金が高額となり、企業用の水道料金は大幅な値下げとなることが判明した。現在の経済状況を見ると物価高が進行している中で急激な水道料金の値上げは市民生活に与える影響が大きいと、将来的には算定要領に近づく体系にしていくことを視野に入れつつ、以下の３点を考慮した。

- ① 資産維持費をわずかでも算入し、水道料金体系の理想像に近づける。
- ② 基本料金と従量料金の割合は家庭用の料金を考慮し、基本料金２３％、従量料金７７％として、算定要領に基づく基本料金より低く設定する。
- ③ 従量料金は、工業地帯を有する当市の特性を考慮し、水道水を多く使うほど単価が高くなる逓増性を採用する。

５ 一般会計補助金について

今回の料金改定を行った場合、ある程度の財政的な立て直しが期待できるとはいえ、水道管更新工事を進めるため、内部留保資金が減少していく。一般会計補助金等については、基本的には現行どおりの繰り入れが望ましいが、公営企業は独立採算制による経営が求められていることや、一般会計においても突発的な災害等が起こる可能性も高く財政状況は不透明である。独立採算制と市民の負担とのバランスを考慮し、一般会計部局と繰入金について調整すること。

６ 付帯意見

料金改定は市民生活に直接影響を及ぼすものであり、改定の必要性、特に安全な水を安定供給するための投資（老朽管更新・耐震化）であることを理解してもらうため、広報紙やウェブサイト等を活用し、市民や事業者へ周知を行うこと。

また、料金値上げに安易に頼ることなく、引き続きＩＣＴ活用による業務効率化や経費削減に取り組み、経営の健全化に努めること。

[現在の水道料金表]

基本料金（税抜価格）

メーター口径	基本料金
13 ミリメートル	700 円
20 ミリメートル	1,000 円
25 ミリメートル	1,300 円
30 ミリメートル	3,500 円
40 ミリメートル	7,800 円
50 ミリメートル	12,550 円
75 ミリメートル	27,500 円
100 ミリメートル	47,100 円
150 ミリメートル	101,900 円
200 ミリメートル	151,200 円

従量料金（税抜価格）

メーター口径	従量料金（1 立方メートルにつき）				
	10 立方 メートル 以下	11～20 立方 メートル 以下	21～50 立方 メートル 以下	51～100 立方 メートル 以下	101 立方 メートル 超
13 ミリメートル	110 円	180 円	220 円	240 円	275 円
20 ミリメートル	130 円	190 円			
25 ミリメートル	150 円	210 円			
30 ミリメートル	165 円	225 円	235 円	255 円	
40 ミリメートル					
50 ミリメートル					
75 ミリメートル					
100 ミリメートル					
150 ミリメートル					
200 ミリメートル					

[水道料金表（案）]

新しい基本料金（税抜価格）

メーター口径	基本料金
13 ミリメートル	1,000 円
20 ミリメートル	1,300 円
25 ミリメートル	2,000 円
30 ミリメートル	4,100 円
40 ミリメートル	8,000 円
50 ミリメートル	12,550 円
75 ミリメートル	27,900 円
100 ミリメートル	49,100 円
150 ミリメートル	112,200 円
200 ミリメートル	204,500 円

新しい従量料金（税抜価格）

メーター口径	従量料金（1 立方メートルにつき）				
	10 立方 メートル 以下	11～20 立方 メートル 以下	21～50 立方 メートル 以下	51～100 立方 メートル 以下	101 立方 メートル 超
13 ミリメートル	130 円	190 円	250 円	270 円	295 円
20 ミリメートル					
25 ミリメートル					
30 ミリメートル	180 円	240 円			
40 ミリメートル					
50 ミリメートル					
75 ミリメートル					
100 ミリメートル					
150 ミリメートル					
200 ミリメートル					

[神栖市水道事業料金等検討協議会の経過]

	年月日	会議の内容
第1回	令和7年6月19日	・市長から料金改定について協議依頼 ・水道事業概要と現状
第2回	令和7年8月20日	・水道施設更新の方針 ・財政計画に基づくシミュレーション
第3回	令和7年11月12日	・水道施設更新の方針 ・料金水準の算定・料金体系の設定
第4回	令和8年1月21日	・料金水準の算定・料金体系の設定
第5回	令和8年5月19日	・経営戦略（案） ・健全な運営と整備の推進に関する意見書（案）